



佐賀県公報

平成19年
11月14日
(水曜日)
第 12982号

(◎印は、県例規集に登載するもの)

目 次

告 示

- 介護保険法に基づく指定居宅サービス事業の廃止 (六一〇・長寿社会課) 一
- 障害者自立支援法に基づく指定自立支援医療機関の所在地の変更

- 障害者自立支援法に基づく指定自立支援医療機関の指定

(六一一・障害福祉課) 一

- 障害者自立支援法に基づく指定自立支援医療機関の所在地の変更

(六一二・健康増進課) 一

- 都市計画事業の認可

(六一三・") 二

- 都市計画事業変更の認可

(六一四・まちづくり推進課) 二

- 大規模小売店舗の新設に係る意見

(商工課) 三

- 大規模小売店舗の変更に係る意見

(農地整備課) 四

- 富士南部地区下小副川地区換地計画
- 佐賀東部地域森林計画及び佐賀西部地域森林計画

○ 告 示

●佐賀県告示第六百十号

介護保険法(平成九年法律第二百二十三号)第七十五条の規定により、指定居宅サービス事業者から次のとおり事業所を廃止した旨の届出があつた。

平成十九年十一月十四日

佐賀県知事 古川康

●佐賀県告示第六百十一号

障害者自立支援法(平成十七年法律第二百二十三号)第五十四条第二項に規定する指定自立支援医療機関(薬局)から同法第六十四条の規定により、次のとおり所在地の変更の届出があつた。

平成十九年十一月十四日

佐賀県知事 古川康

指定医療機関の名称	あさひ薬局からつ駅前店		変更年月日
	旧	新	
	唐津市紺屋町一六七一番地四	唐津市紺屋町一六九四番地一	平成一九・一〇・一

●佐賀県告示第六百十二号

障害者自立支援法(平成十七年法律第二百二十三号)第五十四条第二項に規定する指定自立支援医療機関(訪問看護)を次のとおり指定した。

平成十九年十一月十四日

佐賀県知事 古川康

指定医療機関の名称	担当する医療の種類	精神通院	所在地	指定年月日
医療法人 せとじまクリニック 訪問看護ステーション セントボーリア	鳥栖市真木町一九七四番地四	平成一九・一	一一・一	一一・一

●佐賀県告示第六百十三号

障害者自立支援法（平成十七年法律第二百二十三号）第五十四条第二項に規定する指定自立支援医療機関から同法第六十四条の規定により、次のとおり所在地の変更の届出があつた。

平成十九年十一月十四日

佐賀県知事 古川康

一 担当する医療の種類 精神通院

二 指定医療機関の名称、所在地及び指定年月日

(一) 医療機関

指定医療機関の名称	所 在 地		変更年月日
	旧	新	
悠心堂クリニツク	佐賀市大財五丁目二番二号	佐賀市白山二丁目七番一号	平成一九・一一・五

(二) 薬局

指定医療機関の名称	所 在 地		変更年月日
	旧	新	
あさひ薬局からつ駅前店	唐津市紺屋町一六九四番地一	唐津市紺屋町一六七一番地四	平成一九・一〇・一

●佐賀県告示第六百十四号

都市計画法（昭和四十三年法律第二百号）第五十九条第一項の規定により、次のとおり都市計画事業を認可した。

平成十九年十一月十四日

佐賀県知事 古川康

一 施行者の名称

佐賀市

二 都市計画事業の種類及び名称

唐津都市計画下水道事業 唐津市公共下水道（浜玉処理区）

三 事業施工期間

昭和六十三年十月二十八日から
平成二十四年三月三十日まで

四 事業地

収用の部分 変更なし

使用の部分 昭和六十三年佐賀県告示第六百十六号、平成八年佐賀県告示第五百五十三号及び平成十三年佐賀県告示第五百二十八号の事

業地に唐津市浜玉町岡口字片峰、字岡ノ前、字谷及び字岡山、浜玉町五反田字大門、字五反田、字仁王、字引地及び字梅崎、

浜玉町浜崎字猫石、字山ノ下、字休イ木場谷及び字沖田、浜玉町東山田字小山田、字湯ノ本、字菅ノ谷、字三反田、字七ツ枝、佐賀都市計画道路事業 三・四・四六号 吳服元町渕線

三 事業施行期間

平成十九年十一月十四日から
平成二十二年三月三十一日まで

四 事業地

収用の部分 佐賀市大財一丁目及び白山二丁目地内
使用の部分 なし

●佐賀県告示第六百十五号

都市計画法（昭和四十三年法律第二百号）第六十三条第一項の規定により、次のとおり都市計画事業の事業計画の変更を認可した。

平成十九年十一月十四日

佐賀県知事 古川康

一 施工者の名称

唐津市

二 都市計画事業の種類及び名称

唐津都市計画下水道事業 唐津市公共下水道（浜玉処理区）

三 事業施工期間

昭和六十三年十月二十八日から
平成二十四年三月三十日まで

四 事業地

康

<p>大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第5条第1項の規定により届出があった大規模小売店舗について、みやき町長及び地元住民から提出された法第8条第1項及び第2項の規定による当該大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保有に係る意見の概要は次のとおりです。</p> <p>また、法第8条第3項の規定により意見書を縦覧に供します。</p> <p>平成19年11月14日</p>	
<p>○ 公 告</p>	

<p>1 大規模小売店舗の名称及び所在地 ドッグマトリ中原店 三養基郡みやき町大字蓑原859番1 外</p> <p>2 届出の内容 大規模小売店舗の新設</p> <p>3 意見の概要</p>	<p>1 大規模小売店舗の名称及び所在地 COMODO HONJOH 佐賀市本庄町大字本庄197番地1 外</p> <p>2 届出の内容 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項の変更</p> <p>3 意見の概要</p>

- (1) 法第8条第1項に基づく意見の概要

ア 市町名

佐賀

イ 法第4条「指針」に係る意見

意見なし

(2) 法第8条第2項に基づく意見の概要

意見書の提出なし

(1) 縦監査評

佐智目農

社貢采農林水產局工本部司工課

平成19年

平成19年12月13日まで

110

地改良法(昭和24年法律)

土地改良法（昭和24年法律第195号）第89条の2第1項の規定により、県當
土地改良事業（中山間地域総合整備）富士南部地区下小副川第1換地区の換地
計画を定めたので、同条第4項において準用する同法第87条第5項の規定によ
り、関係書類を次のとおり縦覧に供します。

書面により異議申立てをすることができます。異議申立書は、平成19年12月28日までに佐賀県佐賀中部農林事務所（郵便番号849-0925 佐賀市八丁畷町8番地1）に提出してください。

卷之三

卷之三

県営土地改良事業（中山間地域総合整備）富士南部地区下小副川第1換地

区の換地計画書の写し

購読料
申込先
佐賀県経営支援本部総務法制課

平成十九年十一月十四日印刷及び発行
発行者 佐賀県知事 古川 唐

發行定日 每週月水金曜日
印刷所 株古川総合印刷